

該当する方は子育て支援課窓口で申請してください・詳しくは同課へ

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当等について

### 児童扶養手当

対象 次のいずれかに該当する子どもを育てている父または母、もしくは主として生計を維持する養育者

- ① 子どもが18歳になった年の年度末まで、一定の障がいのある児童は20歳まで
- ② 父または母が死亡した子ども
- ③ 父または母に一定の障がいがある子ども
- ④ 父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ 父または母に一年以上遺棄されている子ども
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦ 父または母が法令により一年以上拘禁されている子ども
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した子ども

※婚姻には、婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合（内縁関係など）も含まれます。  
対象外 ○申請する方や子ども

### 特別児童扶養手当

対象 精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方

対象外 ○申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき

○子どもが障がいによる公的年金を受けることができるとき

○子どもが児童福祉施設等に入所しているとき

※資格のある方は、所得にかかわらず申請できますが、

申請する方やその配偶者、同居等生計を同じくする扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

### ひとり親家庭等医療費支給事業

母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、父（母）に一定の障がいがある家庭のみなさんが、医療保険制度で医療にかかった場合、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です（児童扶養手当に準じた所得制限があり）。児童扶養手当を受けている方は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書、健康保険証、児童扶養手当証書で申請できます。

問 子育て支援課 子ども担当

TEL 内線 162

65歳からの肺炎予防・3月31日まで

## 高齢者肺炎球菌ワクチンを受けましょう

定期接種対象 年度末時点平成29年3月31日時点の年齢が、65・70・75・80・85・90・95・100歳の方

※3月31日（金）が接種の期限です。  
任意接種対象 今年度定期接種に該当しない66歳以上の方

自己負担額 3000円

※接種費用7200円のうち4200円を町が費用助成しますので、3000円を接種する医療機関にお支払

問 保健センター

TEL 292-5505

いください。

※定期接種・任意接種ともに高齢者肺炎球菌予防接種を一度も受けたことがない方に限ります。

接種方法 保健センター窓口で予診票を受け取り、予防接種を受ける医療機関に予約

※医療機関などは、町のホームページまたは広報12月号をご覧ください。

申請がお済みでない方はお早めに

## こどものインフルエンザ予防接種について

対象 生後6か月から高校3年生までに相当する年齢で、昨年10月から今年1月までの間に予防接種を受けた方

※助成期間外に接種した場合 は対象になりません。

申請方法 次のものを持参して、保健センター窓口で申請

○医療機関が発行した接種費用領収書

○印鑑

※接種後1年を超えた場合、申請できません。

問 保健センター

TEL 292-5505



受給には登録・申請が必要です・変更が生じた場合も各課窓口へ届出ください

## こども医療費支給制度・重度心身障害者医療費支給制度について

### こども医療費支給制度

お子さんが医療機関を受診したとき、その保険診療による医療費の自己負担分を支給します。こどもの医療費の支給を受けるには、受給資格登録と医療費支給申請が必要です。登録していない方は、子育て支援課窓口で申請してください。

対象の子ども 満18歳になる年度末まで

対象の医療費 保険診療による医療費の一部負担金等入院・通院とも対象



登録時の持ち物 ○お子さんの健康保険証

○保護者名義の預金通帳

○印鑑

支給対象外 学校・保育所・幼稚園内と通学・通園中のケガによる診療(※)、第三者行為による疾病に関わる医療費

※学校等で加入している日本スポーツ振興センター災害給付金の対象となります。

### 重度心身障害者医療費支給制度

心身に重度の障がいのある方が病院などで受診した場合に、医療保険が適用される医療費から高額療養費、付加給付、他法負担分等を差し引いた額を助成します。受給するためには申請が必要です。

対象 ○身体障害者手帳1級、2級、3級の方

○療育手帳(A、Bの方)

○精神障害者保健福祉手帳1級の方(精神病床への入院費用を除く)

○身体障害者手帳4級の一部の方で、すでに埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方

※平成27年1月以降に重度心身障害者となった65歳以上の方は対象にはなりません。

申請時の持ち物 ○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

○健康保険証

○本人名義の預金通帳

○印鑑

越生・毛呂山町内の指定医療機関の支払いについて

越生・毛呂山町内の指定医療機関では、医療費の窓口払いを免除する制度(現物給付)を行っています。受診するときに、健康保険証と受給者証を提示すると、医療費の支払いが免除されます(保険診療分のみ)。

免除できない場合 ○受給者証と健康保険証を忘れたとき

○指定医療機関以外で受診したとき(接骨院や越生・毛呂山町外の医療機関等)

○同一医療機関の入院・通院別でひと月の支払いが21000円を超えるとき(窓口での支払いがなく診療を開始し、同じ月の半ばで21000円以上となった場合、遡って当月分の医療費全て支払う必要があります)

○長期特定疾病の薬局分

※転出などで越生町での受給資格がなくなった場合は、各窓口へ届出ください。その際、受給資格証を返却してください。

※健康保険証の変更、氏名・住所変更など、変更が生じた場合も各窓口へ届出ください。

○こども医療費支給制度

○子育て支援課 子ども担当

○重度心身障害者医療費支給制度

健康福祉課 福祉担当  
TEL 内線114

『こんなに楽だと思わなかった!』

ラクラク  
新型

補聴器

で毎日が楽しく!

坂戸市内で唯一の

認定補聴器技能者のいる店

※平成28年8月時点、認定補聴器技能者名簿より

イチカコ

坂戸市日の出町9-20  
TEL 281-0107

駐車場は店裏側と商店会P



〈車の送迎あり〉TEL下さい